

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：36件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	同時期に実施していた給復水系点検作業及び復水器廻り小口径配管点検作業において、空気抽出器蒸気配管ドレントラップ入口弁に”開””閉”と異なる安全処置を実施したことが認められたため、調査及び対応検討	C	
2	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素蒸発器の所内ボイラ加熱蒸気配管ドレントラップ前弁付近において、蒸気リーク（微量）が認められたため、リーク箇所を特定及び点検・修理	C	
3	1号機	所内ボイラ室酸素濃度計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該濃度計を点検・修理	D	
4	1号機	復水脱塩装置樹脂再生用屋外硫酸・苛性タンク防液堤2次側雨水排水ますにおいて、水はけ不良が認められたため、当該ますを点検・清掃	D	
5	2号機	所内ボイラ重油タンク油自動補給時、重油タンク補給用電磁弁の動作不良が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋2階主発電機西側下部の扉止め具の不良が認められたため、当該止め具を点検・修理	D	
7	3号機	タービン建屋2階西側ユニットヒータ操作盤の扉止め具の不良が認められたため、当該止め具を点検・修理	D	
8	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）廻り落下防止用フェンスに一部破損が認められたため、当該フェンスを点検・修理	D	
9	3号機	トラス水移送配管屋外トレンチ（2号機側）内において、漏えい検出器の動作が認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
10	3号機	復水脱塩装置モータコントロールセンタ上部付近のケーブル貫通部において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	3号機	サービス建屋（4階）冷凍機械室（非管理区域）東側扉において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	4号機	タービン建屋ストームサンプヘッダードレン調整弁（A）において、下部フランジ部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	4号機	原子炉建屋主排気設備外気処理装置（中側）プレフィルタにおいて、側扉開閉不良及び扉枠ゴムパッキン一部破損が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
14	4号機	タービン建屋（2階）排気ファン室西壁において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	4号機	燃料プール冷却浄化系において、「燃料プール水位低」警報発生後の復帰不良が認められたため、当該警報回路を点検・修理	C	
16	4号機	プラントデータ過渡現象記録装置の静止型無停電電源装置（CVCF）盤において、「軽故障」の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	タービン建屋地階非常用ディーゼル発電機（4A）制御盤上部付近において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	4号機	タービン建屋地階主タービン潤滑油貯蔵タンク室東壁上部所内加熱蒸気系配管貫通部において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	4号機	復水貯蔵タンク北側立杭内配管ラバー部において、雨水の浸入が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	4号機	制御棒定例動作確認試験において、制御棒（30-51）の1ノッチ挿入操作時、ラッチ機構に動作不良が認められたため、対応検討	C	
21	5号機	タービン天井クレーン25トン補巻き点検時、減速機カップリングゴムに劣化が認められたため、当該ゴムを交換	D	
22	5号機	原子炉水金属採取用測定フィルタの運搬作業において、フィルタの排気ダクトへの吸い込みが認められたため、対応検討	B	
23	5号機	原子炉建屋排気ファン室点検時、バグフィルタ（1枚）に破れが認められたため、当該バグフィルタを交換	B	
24	5号機	主復水器細管洗浄装置（A2）ボール回収配管ドレン弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	5号機	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ（A-A）の逆止弁において、動作不良（シートパス）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
26	6号機	制御棒駆動機構半自動分解装置駆動水ポンプ点検時、インペラ（第1段及び第2段）合せ部に剥離が認められたため、当該インペラを交換	C	
27	6号機	廃棄物処理建屋給気ファン切替時、（A）用ファン起動した際、「過負荷」警報の発生が認められたため、当該電源装置及びファンを点検・調査	D	
28	6号機	プロセス計算機入力点（タービン油冷却器入口油温度：T029）において、「熱電対断線」のアラームが認められたが、当該記録計は正常であることから、当該プロコン検出器を点検・修理	D	
29	6号機	東側屋外トレンチ（油、スチーム処理建屋側）において、雨水による漏えい警報の発生が認められたため、対応検討	D	
30	6号機	屋外消火栓ホース収納箱（原子炉建屋大物搬入口脇）が、強風により転倒したため、当該収納箱を点検・修理	C	
31	6号機	高圧炉心スプレイ系非常用ディーゼル発電機燃料油タンクベント管のブーツ留め金具において、一部に外れが認められたため、当該留め金具を点検・修理	D	
32	6号機	屋外地震観測装置扉において、塗装の剥離が認められたため、当該扉を塗装・補修	D	
33	集中環境施設	高温焼却炉燃料移送ポンプ出口弁用電磁弁において、腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
34	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）一次セラミックフィルタ逆洗装置（B）-C、D用圧力調節弁二次側圧力計において、圧力計の故障が認められたため、当該圧力計を取替	D	
35	その他	管理区域退出エリアの物品（携行品）搬出汚染検査モニタにおいて、上面検出器に破損が認められたため、当該検出器を点検・修理	C	
36	その他	水処理設備排水処理装置総合排水ポンプ（B）ケーシング付近から異音の発生が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで